

3月定例教育委員会会議録

1、開会年月日 令和2年3月19日（木）

2、閉会年月日 令和2年3月19日（木）

3、出席委員氏名

西畑 敦司 名倉 幸子 西田 伊作

吉田 義和

4、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

教 育 長 森 継 隆

事 務 局 長 木 村 昌 訓

事 務 局 次 長 青 木 仁

教 育 総 務 課 長 粕 谷 治

ま な び 推 進 課 長 高 山 仁

ま な び 推 進 課 付 課 長 山 村 結 紀 子

文 化 財 課 長 今 里 美 恵 子

教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長 西 田 智 也

図 書 館 長 森 田 三 喜 子

市 民 協 働 ・ 女 性 活 躍 推 進 課 長 石 原 康 司

教 育 総 務 課 庶 務 係 長 中 村 亨

5、会議に付した議案の件名

日程第1 教育長報告

日程第2 議題 第7号 天理市立学校の管理運営に関する

規則の一部改正について（案）

第8号 天理市立学校における学校運営協議会

委員の委嘱について（案）

日程第3	報告	なし
開会	午後	2時00分
終了	午後	2時31分

1 教育長

ただいまから3月の定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は、吉田委員と西畑委員にお願いいたします。

では日程第1、私からの報告です。

先月の教育委員会の後に聞いていただいた南中学校の植田先生の取組の報告が、13日の奈良教育大学教職大学院学修成果発表会で発表されていきました。

19日は全国史跡整備市町村協議会に行きました。その帰り道に萱生町のヒエ塚古墳と杣之内町の東乗鞍古墳に行き、発掘調査を見学させていただきました。東乗鞍古墳は学生ボランティアの方が作業をされていて、ヒエ塚古墳も発掘調査員が作業をされていました。ヒエ塚古墳は、初めに見たときは石が並んでいるだけのようには見えなかったのですが、学芸員の方に約1,800年前の当時のストーリー等を教えていただくと一遍に見方が変わりました。

次に資料には載っていませんが、14日に朝和小学校の朝のホームルーム活動を見に行きました。6年生が、1年生のクラスへ行き、『朝和君の完璧の道』という紙芝居を使って、靴をしっかりとそろえましょうという内容を分かりやすく説明されていました。（写真をタブレットで見せて説明）紙芝居の様子です。その後、下駄箱へ連れて行き、靴を実際に入れさせていました。今回一番印象に残ったのは、「みんなはできないんじゃない、やっていないだけだ」と6年生が言っていたことです。小学6年生に自分自身も教えられたなど感心しました。

以上が2月の報告になりますが、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは日程第2、議題に移ります。

議題第7号 天理市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
(案)の説明を教育総務課からお願いします。

1 教育総務課長

議題第7号 天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明をいたします。資料5ページの制定改廃調書をご覧ください。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、文部科学省が制定しておりました公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが格上げされ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示されました。その指針において、天理市のような市町村につきましては、教育委員会は所管に属する学校の教育職員の在校時間等の上限等に関する指針を教育委員会規則等において定めることとされましたので、その指針に沿いまして、今回天理市学校の管理運営に関する規則の一部改正をするものです。

3ページをご覧ください。現行の公立学校の管理運営に関する規則の20条の10の次に次の1条を加えるということで、20条11として、1条を加えます。1条で3項立てになっています。見出しとして、教育職員の業務量の適切な管理という作りになっていまして、20条の11として、教育委員会は、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とする、とありまして、一部改正された法律の第7条に記されている指針に、具体的な時間の上限が書かれています。また、所定の勤務時間とは休日等以外の日の7時間45

分のことです。そしてその時間の上限の範囲内にするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う、ということになっています。1号としましては、1か月について45時間、正規の勤務時間を差し引いて、いわゆる時間外を45時間、1年については、360時間を上限とするということになっています。こちらが通常の場合です。

次の2項におきましては、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的な、または突発的な勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合のことを書いていますが、この場合の上限については、1号につきましては、1か月について100時間未満、2号につきましては、1年について720時間、3号につきましては、1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の、1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において、1月あたりの平均について80時間という上限です。4号は1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数については6か月を超えてはならないということです。これが通常予見することのできない業務量の大幅な増加の場合の上限です。こういった上限を設けまして、3項として、法律の第7条に規定する指針に基づきまして、教育委員会が業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講じるものとする、ということ規定しています。

附則です。この規則は、令和2年4月1日から施行すると規定しています。

教育職員の働き方改革の一環としての改訂です。教育職員が時間外について、相当な時間外をしているということから、法や指針や市の教育委員会規則にこのような規定を設けていくということです。説明は以上です。

1 教育長

今、説明がありました。何か質問はございますか。

1 西畑委員

そうすると今まで残業の上限に関する規則というものはなかったということですか。新たに具体的に残業時間を何時間までにしなさいと示された数字は、一般的な企業の数字とほぼ同じだという印象ですが、これが初めて数値として明確に示されたということですか。

1 教育総務課長

これまでは、文科省がガイドラインでは設けていたのですが、法的な根拠等はなかったので、今回は法律に盛り込んでガイドラインから指針に格上げされたということになりますので、法的根拠がもたれたということです。特に、給特法といわれる教職員の給料に関する法律の中で、時間外勤務手当が付かないといった条件につきまして、一般的な企業と別にされていたということもあり、今回こういった上限を設けていくということに改正されました。

1 西畑委員

市の規則として明確にされたのは、これが初めてということですね。今、一般的な企業で使っている数字なので、この数字でまず間違いはないと思いますが、よく言われる話として、3か月の間に180時間、この計算だと240時間になってしまうと思うのですが、180時間を超して残業するようなことが起こるとメンタルヘルスに対して、大変影響が出るということも言われています。実際に運用されるに当たっては、そういったことにも十分に気をつけておいていただくように現場の先生方をお願いしたいと思っていますので、あわせて考えていただけたらと思います。

1 西田委員

この上限の時間が設定されたことに対して勤務時間の把握といいますか、

それぞれの先生方の管理というのは、何か具体的な仕方というのはあるのでしょうか。

1 教育総務課長

これまでも学校長等の管理職が、残業時間を把握するようにとこちらからも申しておりましたが、今年度、各小中学校にも退勤管理するための仕組みを導入しました。交通系のICカードをかざすと勤務時間が記録できるものを導入しましたので、これをうまく活用して残業時間等を把握するように考えております。

1 名倉委員

勤務時間に対する指導というのは、各校の管理職の先生にお任せするということですか。実績として、超過している先生がもし出てきた場合は指導するのは、所属校の校長、教頭にお任せするということになりますか。

1 教育総務課長

我々行政職員もそうなのですが、課長は管理職で自分の部下の時間外を把握して管理しないといけないという立場です。教育委員会は規則を決めて、当然管理もしていく必要はあるのですが、まずは各学校の管理職が所属の先生方の勤務形態について管理していただかなければならないということになります。

1 名倉委員

2項の予見することができない業務量の大幅な増加ということに関して、考えられる事例といったものは今までにありましたか。

1 教育総務課長

あくまでも、これは規則上からいっても通常予見することができないので、どういった場合というのは実際にはこれから起こることだとは思いますが、今

は学校が休校されているような感染症対策のことといったように、突発的に起こることだと思いますので、こういう予見しにくいものについて書いてあるということです。通常はあくまでもこの1項の1か月に45時間、1年については360時間というのが基本ということです。

1 吉田委員

先ほどの教員の勤務時間の把握ですが、カードを持って職場へ入った、出たという時間で計るわけですね。教員の業務というのは、どこまでが業務でどこからが業務でないかという区切りが非常に難しいと思います。放課後、勤務時間を過ぎても先生同士で子供のことで相談をしたり、アドバイス受けたりといったように、それが子どものことにつながるようなことであれば、当然、勤務だと思います。また、それがだんだんと本当に雑談になって学校で長くおられる方もいらっしゃるということもあると思います。また、学校を出たけれども、そこから保護者に会いに行って、連絡なり相談なりしている、そんなケースもありますし、その辺は全ての先生で勤務であるかないかということの境目がある程度明確にするような手立ても必要かなと思います。校長がそれを把握して報告ということもなかなか難しいと思いますので、もしできる工夫があればお願いしたいと思います。

もう一つ、1か月についての45時間というのは、これは仕事が多くてなかなか捗らなくて、オーバーワークでやっているという部分が45時間。突発的なこと、予期せぬことで100時間、共に1か月ごとです。ということは、その両方があって、145時間までに抑えましょうということでしょうか。（1）と（2）とは別カウントということですか。

1 教育総務課長

別カウントではありません。この2項の1か月100時間未満につきまして

も、正規の勤務時間を除いた時間ですので、45時間を超えても100時間未満でないといけないと規定されております。

1 教育長

教員の勤務時間というのを在校時間という表現で文科省の指針で出てくるのですが、在校時間だからと言って、朝早く行って新聞読んでいるという時間はもちろん在校時間の中に入れてはいけないということで、ある程度の線引きという方針のようなものが書かれていますので、学校には改めてこういう方針があるということをお知らせしたいと思っています。もちろん家庭訪問とかは外にいるけれどもいわゆる在校等時間ということで考えるということが書いています。生徒と話しているのは在校等時間になると思いますけれども、生徒指導で話をしていたのがだんだんと子供と直接関係ないような話になって学校の先生が自分らのことで盛り上がって話し込んでいるのは、違うかなと思います。先生方の勤務の在校等時間をICカードでチェックすることになるとその在校等時間と言えない時間も入ってしまいますので、もう少し考えていかないといけないと思います。今年度天理市で把握している分では、45時間を超えている学校は多くはないです。管理職の方で80時間を超えている学校もありますが、100時間を超えている学校はないです。管理職の先生は自分たちで働き方について考えていかないといけないと思います。先生方もそうです。ただ先生方が仕事をもち帰っていることもまた考えていかないといけないと思います。今までもあったのですがオーバーワークになった先生方にはお医者さんに診察を受けるように伝えて面接指導を受けてもらわないといけないこと、あとは、難しいですけれども、休憩時間を2回に分けて取るようになっていきますので、休憩を必ず取ってもらわないといけないと思います。

それと、先生方同士が自己努力ということで、どうしたら勤務時間、在校時間を短くできるのかということをおままでと同じようにしていたら多いわけなので、うまく皆で工夫していく必要があるのではないかと思います。今後、進捗状況を報告したいと思います。

他に質問はございますか。よろしいですか。ないようですので、議題第7号については、提案どおりに規則として施行いたします。

次に、議題第8号、天理市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について（案）の説明をまなび推進課からお願いします。

1 まなび推進課付課長

それでは、議題第8号、天理市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について（案）を説明します。資料8ページをご覧ください。天理市立の小学校、及び中学校における学校運営協議会の委員について、天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、第7条第2項の規定により各学校長から推薦された者に委嘱するものです。学校ごとに委員の氏名等を8ページから列挙していますので、御覧ください。なお、規則第7条第2項の規定により、対象校の校長は必須となっていますが、人事異動で現在の校長から変更になる場合がございますので、令和2年4月1日に当該職にある者に委嘱いたします。任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。資料として、天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を20ページに添付しておりますので、そちらも併せてご覧ください。以上、説明とさせていただきます。

1 教育長

今、説明がございましたが、何か質問はございますか。

1 名倉委員

委嘱されている委員の方に兼任されている方がおられるのですが、それは教育委員会としては、把握されているということで問題ないということでしょうか。

1 まなび推進課付課長

把握していますし、兼任ができないということはないですので、二つの運営協議会でやっていただこうと思っています。

1 名倉委員

その場合、会長職と副会長職を両方にするということは恐らく不可能かと思います。例えば、片方で会長、もう一つの学校で副会長、副会長は会長が何かあった場合の補佐役ですので、代わりの役になっていますので、その両方の役を両方の学校ですということは無理があるかなと思いますが、そういう場合はどうお考えでしょうか。

1 まなび推進課付課長

会長を互選によって決めるということになっていますので、各協議会のほうで事情を話していただいて、両方ともが会長にならないような体制をとっていただければと思っています。

1 名倉委員

もし会長か副会長になられたとすれば、もう一つの学校を会長も副会長もしないということにされるのが一番いいのではないかと思います。

1 吉田委員

(5) の地域連携担当教職員ですけれども、前にいただいた資料ではいらっしやらないのですが、後から増えているということも聞いていますので、いいことだと思っています。さらにこの(5)については学校の管理職以外の方が、地域連携担当として入ってくださることで、ますます学校全体の取

組になっていくと思いますので、学校みんなで運営協議会と一緒に歩調を合わせて進められれば良いと思います。

1 まなび推進課付課長

今回の議題の中には、地域連携担当職員等については挙げてませんが、ほとんどの運営協議会に入っていただく予定となっています。

1 吉田委員

20ページの規則に関してですが、これまで学校評議員制度がありましたけれども、学校評議員というのは校長の求めに応じて相談に乗ったり、あるいは地域の協力のために動いていたりとか、そういうことをしてくださっていたわけですが、ここでも運営協議会が毎年度1回以上、学校の運営状況について評価を行うものとするとしていますけれども、恐らく、学校関係者評価を評議委員会がしてこられた例が多いと思います。学校に学校評議委員会があり、運営教育議会があり、PTAもありますけれども、いろんな応援団があつて、それはありがたいことですが、学校現場にとってはもうちょっと整理されたほうがありがたいのではないかなと思います。学校評議委員会の扱いは、この運営協議会の立ち上げに当たって、どういう方向で考えておられるか、その辺はいかがですか。

1 まなび推進課付課長

学校評議委員会は運営協議会が立ち上げと同時に置かないという形で進めさせていただきます。

1 教育長

よろしいですか。4月からということになりますけれども、コミュニティスクールというものに皆さんが慣れていただいで、着実に成果を上げていけたらと思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

それでは、提案いただきました学校運営協議会委員の委嘱についての案は承認することといたします。本日、日程第3の報告のほうはございません。これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会

午後2時31分